令和５年度医療機関等継続・再開支援事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　知事は、新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関および薬局（以下「医療機関等」という。）への支援について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和５年５月８日厚生労働省発医政０５０８第１３号、厚生労働省発健０５０８第１０号、厚生労働省発薬生０５０８第５８号）、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和５年５月８日医政発０５０８第１２号、健発０５０８第６号、薬生発０５０８第４号）および滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第２条　この補助金は、新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関等に対して、継続および再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療等の機能を維持することを目的とする。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象は、新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関等が継続や再開する際に必要な設備整備等の事業とする。

なお、この補助事業における対象経費は、令和５年４月１日から令和５年９月３０日までに納品され、整備が完了する設備等に要した費用に限る。

（補助金の額）

第４条　この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第１欄に定める項目ごとに、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額を交付額とする。

１．項目	２．基準額	３．対象経費	４．補助率
ＨＥＰＡフィルター付空気清浄機の設置（陰圧対応可能なものに限る）	１台当たり 905 千円 ※医療機関１か所当たり２台、薬局１か所当たり１台が上限	使用料および賃借料、備品購入費	１／２

ＨＥＰＡフィルター付パーテーション（※）	１台当たり 205 千円	使用料および賃借料、備品購入費	１／２
消毒に要する経費	１施設当たり 600 千円	需用費（消耗品費）、委託料	１／２

（※）ＨＥＰＡフィルター付パーテーションは令和５年５月８日以降に購入したものに限る

（交付申請）

第５条　規則第３条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式第１号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。

２　補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

（交付の条件）

第６条　規則第５条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業に係る証拠書類等の管理については、収入および支出を明らかにした帳

簿を備え、事業にかかる歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（変更申請）

第７条　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙様式第２号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

（実績報告等）

第８条　規則第 12 条に規定する実績報告は、別紙様式第３号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後１月以内または翌年度４月 10 日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

２　第５条第２項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第９条　事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、別紙様式第４号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度５月 31 日までに知事に報告しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 10 条　第５条の規定に基づく交付申請、第７条の規定に基づく変更申請、第８条の規定に基づく実績報告ならびに第９条の規定に基づく消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（標準事務処理期間）
第 11 条　標準事務処理期間は次のとおりとする。
(1) 規則第４条の規定による補助金等の交付決定は、規則第３条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
(3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第８条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

（検査）
第 12 条　知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

付　則
この要綱は、令和５年４月５日から施行し、令和５年度の補助金について適用する。
付　則
この要綱は、令和５年６月５日から施行し、令和５年度の補助金について適用する。